

法人後見支援事業 成年後見制度利用に関するアンケート調査結果(概要版)

横浜生活あんしんセンターでは、平成26年度から平成27年度にかけて、障害者の権利擁護の視点から、成年後見制度の利用促進を目的に、障害者の成年後見制度に関するアンケート調査を行いました。アンケート内容等は、2回とも同一内容で実施しています。

【参考】アンケート概要

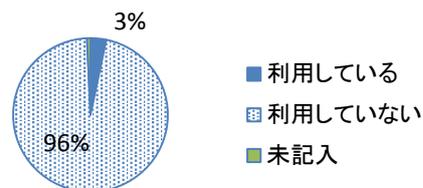
	H26	H27
対象	障害者施設 (市社協社会福祉施設部会および日中活動を実施している障害者施設等)	障害当事者、家族 (NPO法人横浜市精神障害者家族連合会、横浜市心身障害児を守る会連盟)
回収率	38.5%(配布174/回答62)	44.5%(配布617/回答275)
アンケート内容	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用者数 成年後見制度を利用しやすくするために、何が課題か 成年後見制度への理解 等 	

以下は、概要版として、アンケートから、主に傾向等が顕著に出ているものを抜粋したものです。平成26年度に実施した、障害施設向けのアンケート結果も同じような傾向となっているため、平成27年度に本人及び家族向けに実施したアンケート結果を抜粋しています

～平成27年度実施の本人及びご家族を対象とした成年後見制度利用に関する調査から～

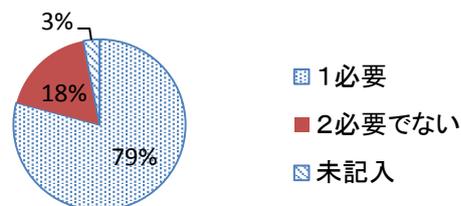
・ご本人は、成年後見制度を利用していますか

項目	結果
利用している	9
利用していない	264
未記入	2
合計	275



・「利用していない」とお答えいただいた方にお尋ねします。ご本人に成年後見制度が必要であると思ふことがありますか。必要であると思ふ方は、どのような時に必要であると思ひますか。(複数回答)

項目	結果
必要	209
必要ではない	47
未記入	8
合計	264



項目	結果
親亡き後の将来を不安に思う	185
福祉サービスの契約	122
預貯金などの管理・解約	120
相続手続き	118
不動産の処分	95
保険金受取	94
主たる介護者が高齢等のため支援が難しくなった	92
訴訟手続き等	71
その他※	22

※「親が認知症になった」「内容がわからないので、そのうち必要と思う」など

【考察】利用していないと回答した人の内、79%が成年後見制度が必要と回答。相続手続きをはじめとする親族や親にはできない法的な契約行為が必要となるなどの理由が多く、その他の理由としては、親亡き後の子どもの将来を不安に思い、成年後見制度の利用が必要と考えている方の割合が目立った。親亡き後の将来を不安に思うという項目に関しては成年後見制度が必要と思ふ方のほとんどが回答していた。その他の理由としては、何かのトラブル等に巻き込まれた時や親族で対応できなくなった・できない場合に必要と考えるという意見があった。

・「利用していない」とお答えいただいた方にお尋ねします。成年後見制度を利用しない理由はどのようなことでしょうか。(複数回答)

項目	結果
親等の介護者が元気なうちは、親自身で身上監護(※)や金銭管理をしたい	150
誰が後見人に選任されるか不安である	101
利用のタイミングが分からない	96
成年後見制度についてよく分からない	80
報酬等の費用負担がある	77
後見人に身上監護や金銭管理を委ねることが心配	74
手続きが複雑である	68
申立費用の負担がある	53
他人に財産状況や生活状況を知られたくない	34
その他※	30
成年後見制度そのものに反対である	1

【考察】親が元気なうちは、親自身が身上監護や金銭管理をしたいと思う方が多く、その他の理由は成年後見制度に対する理解不足からくる不安や心配、今は本人が在学中のため等、本人の年齢的なものを理由に利用に至らない方が多い。

※「まだ子供が未成年である」「親がいてなんとかやっている」「現状問題がないので今のところ必要ない」等

・成年後見制度を利用するには、何が課題であると考えますか。(複数回答)

項目	結果
誰が後見人等に選任されるか不安である	142
後見人等が本人の意思を尊重してくれるか不安である	132
成年後見制度が分かりにくい	114
手続きが複雑である	107
報酬等の費用負担がある	100
申立費用の負担がある	77
成年後見制度やその手続きについて知る機会がない	71
指名した人に後見人等になってもらいたい	54
手続きの支援をしてくれるところがない	49
支援者が制度について理解していない	48
相談窓口がない	39
未記入	28
その他※	23

【考察】「誰が後見人等に専任されるか不安である」ことや「後見人等が本人の意思を尊重してくれるか不安」という後見人に対する不安を課題としている方が最も多い他、「成年後見制度が分かりにくい」という回答も次に多かった。さらに、成年後見制度の利用に関し、手続きが複雑であることを課題と思っている方も多く、申立支援が充実すれば制度利用に繋がると思われる理由も見受けられた。

親亡き後のことが心配ではあるが、利用のタイミングが分からなかったり、緊急の必要性がないため、利用に至らないという意見があった。

※「法人後見をしてもらえる法人がほとんどない」「利用のタイミングがわからない」「親としての義務を放棄するわけにはいかない」「制度理解の知識が不十分」など

課題

- ①障害当事者及び関係機関の制度理解が不十分。
- ②後見人等を担う人が障害のことを理解した上で、本人の意思を尊重してくれるかが心配である。
→障害理解のある後見人候補者の確保。

解決策

- ①障害当事者及び関係機関が成年後見制度を理解しやすいパンフレットを作成し、普及啓発に取り組む。
- ②障害分野に理解のある後見受任可能な法人団体の育成と活動支援に取り組む。